

議案第48号

北名古屋市議会委員会条例の一部を改正する条例について

北名古屋市議会委員会条例（平成18年北名古屋市条例第153号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成25年2月25日提出

提出者	北名古屋市議会議員	長瀬 悟 康
	同 上	金 崎 慶 子
	同 上	大 原 久 直
	同 上	松 田 功
賛成者	北名古屋市議会議員	黒 川 サキ子
	同 上	堀 場 弘 之
	同 上	塩 木 寿 子
	同 上	渡 邊 紘 三
	同 上	上 野 雅 美

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）が公布され、委員の選任方法や在任期間に関する規定が条例に委任されたため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市議会委員会条例の一部を改正する条例

北名古屋市議会委員会条例（平成18年北名古屋市条例第153号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第6条の見出しを「(特別委員会の設置等)」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第7条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。